

住民監査請求について

○住民監査請求とは

住民監査請求は、町民の方が、町長などの執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が、違法または不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、その行為の防止や是正など必要な措置を講ずることを請求するものです。（地方自治法第242条）

○住民監査請求の要件

住民監査請求に基づいて監査を実施するためには、法令等に定める要件を満たしていなければなりません。

1 請求のできる人

住民監査請求ができるのは、個人、法人を問わず、町内に住所がある方です。（一人でも請求することができます。）

2 請求の対象

監査請求をすることができるのは、次の町の財務会計上の行為に限られます。

違法又は不当な

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結又は履行
- (4) 債務その他の義務の負担

違法又は不当に

- (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実
- (6) 財産の管理を怠る事実

(1)～(4)の行為がなされることが相当の確実さで予測される場合を含みます。

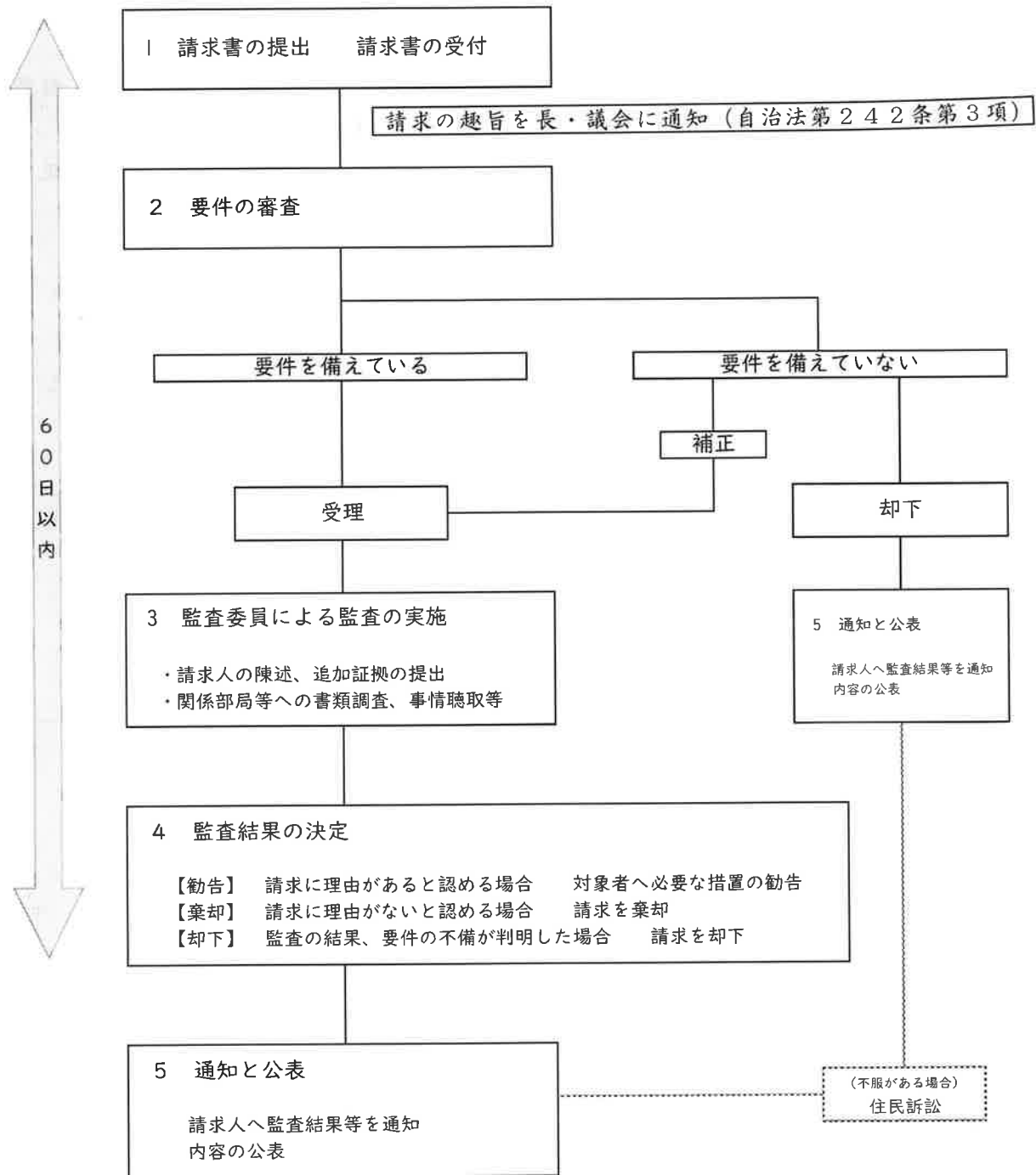
なお、これらの行為のあった日から1年以上の期間を経過している場合は、正当な理由がない限り請求することはできません。

ただし、(5)(6)については怠る状態が続いている限り、監査請求を行うことができます。

○住民監査請求の流れ

住民監査請求の流れは、次のとおりです。

住民監査請求の流れ



○請求の内容

住民監査請求で求めることができる内容は、次のとおりです。

- ・当該行為を事前に防止し、又は事後的に是正するために必要な措置
- ・当該怠る事実を改めるために必要な措置
- ・当該行為又は怠る事実によって、町の被った損害を補填するために必要な措置

○住民監査請求の方法

住民監査請求は、書面によらなければならないとされています。請求書の様式は、法令等に定められていて、請求人の住所、氏名（自署）及び請求年月日の記載が必要なほか、違法又は不当とされる行為について、次のことがらのすべてを明らかにするものでなければなりません。

- ・ だれにより行われた行為か
- ・ いつ、どのように行われた財務会計上の行為か
- ・ なぜ、違法又は不当とされるのか
- ・ その行為により、町にどのような損害が生じているのか
- ・ どのような措置を要求するのか

また、請求書には違法又は不当とする財務会計上の行為又は怠る事実について、その事実を証明する書面を添える必要があります。

○請求書の提出方法

請求書の受付は、監査委員事務局で行っています。請求される方は、請求書を事務局へ持参されるか、郵送されるようお願いいたします。なお、ファクシミリや電子メールでの受付はできません。

なお、請求書を提出の際に住所の確認が必要となる場合があります。

○住民監査請求を受けた場合の措置

住民監査請求を受けた場合、監査委員は、監査を行い、監査委員の合議により結果を決定します。また、その結果を文書により請求人に通知するとともに公表します。

(1) 理由があると認められるとき

当該監査における措置等の対象者に対して、期間を示し必要な措置を講ずべきことを勧告することになります。

(2) 請求に理由がないと認められるとき

請求人に対して、その主張に理由がない旨及びその理由を示すことになります。

(3) 監査の結果、要件の不備が判明したとき

請求人に対して、請求の要件を備えていない旨及びその理由を示すことになります。

監査委員の監査及び勧告は、請求があつた日から60日以内に行わなければならないとされています。

なお、監査の決定に不服がある場合は、住民訴訟を提起することができます。

○請求書の様式および記入例

広陵町職員措置請求書

広陵町長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

請求の内容に応じて次の各事項についてその要旨を簡条書きするなどし、簡潔明瞭に記載してください。

- ・だれが（請求の対象となる職員等）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったのか
- ・その行為は、どのような理由で、違法又は不当なのか
- ・その結果、どのような損害が町に生じているのか
- ・どのような措置を求めるのか（是正等措置を求める内容及び対象者）
- ・財務会計上の行為から1年を経過している場合は、その正当な理由

2 請求人

住所

氏名（自署）

連絡先

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

〇〇年〇月〇日

広陵町監査委員 あて

※ 氏名は自署（視覚障がいのある方が、公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）してください。

※ 縦書きでも構いません。

※ 連絡先として、平日の日中に連絡のとれる電話番号を記載してください。

お問い合わせ（提出）先

広陵町監査委員事務局（広陵町企画総務部総務課内）

〒635-8515 北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

電話 0745-55-1001（代表）